論点③　居宅療養管理指導における業務継続計画の策定等に係る対応

論点③

■ 業務継続計画の策定等については、令和３年度改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象にその取組が義務づけられ、３年間の経過措置を設け、令和６年度より義務化となっているところ、居宅療養管理指導については、体制整備に関するさらなる周知の必要性等を踏まえ、経過措置が延長され、令和９年３月末に終了となる予定。

■ 現状、ほぼすべての介護サービス事業者において、業務継続計画の策定等が行われる中、居宅療養管理指導についても業務継続計画の策定は８割を超えているという調査結果もある。

■ 他方で、居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業者として、みなし指定(※)がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえることが必要。

（※）病院、診療所又は薬局について、健康保険法による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき、当該病院等により行われる居宅療養管理指導に係る指定があったものとみなすこととされている（介護保険法第71条）。この場合、指定事業所同様の運営基準遵守が求められる。

■ これらを踏まえ、居宅療養管理指導における経過措置期間終了に係る対応について、どのように考えるか。

対応案

■ 災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画の策定等を義務づけられているところ、居宅療養管理指導は、保険医療機関等がみなし指定を受けている場合、介護サービスを提供していない又はその機会が極めて限られている事業所も含まれていることから、一定の介護サービスの提供実績を有する事業所を、経過措置期間終了後の義務付けの対象とすることとしてはどうか。

■ また、診療報酬における対応を踏まえ、居宅療養管理指導については、業務継続計画の策定・見直しのみを義務づけ、研修や訓練の実施等については引き続き努力義務としてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4「災害時等における業務継続の取組の強化等」 p.26 より抜粋

R６改定

５．④　居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要　【居宅療養管理指導★】

○　居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和６年３月31 日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を３年間延長する。
【省令改正】
ア　虐待の発生又はその再発を防止するための措置
イ　業務継続計画の策定等

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4「災害時等における業務継続の取組の強化等」 p.22 より抜粋

居宅療養管理指導に係るBCPの策定状況（令和6年度～8年度調査）

○　介護報酬を算定している居宅療養管理指導事業所におけるＢＣＰの年度ごとの策定状況をみると、調査客体がそれぞれの年度で異なるため一概に比較はできないが、半数以上の事業所では策定はされている。

＜居宅療養管理指導における感染症ＢＣＰ・自然災害ＢＣＰの策定率（事業所調査）＞

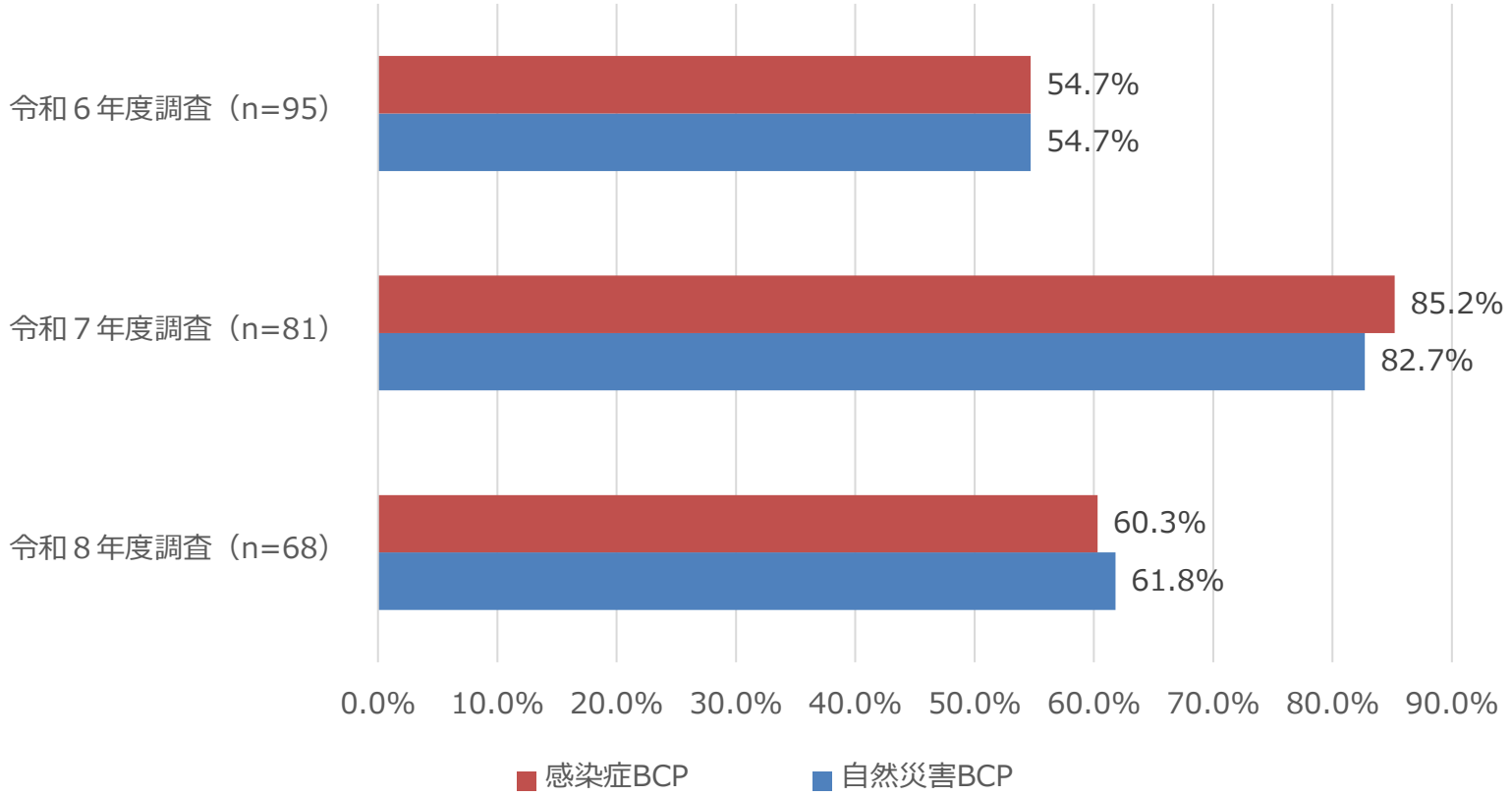

【出典】
令和６年度調査：令和６年度老人保健健康増進等事業「業務継続計画（BCP）の適正な運用に関する調査研究事業」報告書（ＭＳ＆ＡＤインターリスク総研株式会社）
令和７年度調査：令和７年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）
令和８年度調査：令和８年度厚生労働省委託事業「介護施設等における自然災害等発生時の対応力強化推進事業一式」における調査速報値

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料4「災害時等における業務継続の取組の強化等」 p.23 より抜粋